

直接納付した控除対象外国法人税額
に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(四) 平十四・四・一以後終了事業年度分

国名	1												
所得の種類	2												
税種	3												
納付確定日 (納付すべき日)	4	平	・	平	・	平	・	平					
納付日	5	平	・	平	・	平	・	平					
源泉・申告・賦課の区分	6	源	・	源	・	源	・	源					
事業年度又は計算期間	7	昭	平	昭	平	昭	平	昭					
納付外国法人税額	課税標準	8											
	税率(%)	9											
	税額 (8) × (9)	10											
	税額控除額	11											
	納付すべき税額 (10) - (11)	12											
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		13										
	(13) 場合の外国法人税額適用がないとした	課税標準	14										
		税率(%)	15										
		税額 (14) × (15)	16										
		税額控除額	17										
	納付すべき税額 (16) - (17)	18											
納付したとみなされる外国法人税額 (18) - (12)	19												
控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (12) + (19)		20										
	控除対象外国法人税額 ((18)又は(14)) × 50% と (20) のうち少ない金額		21										
	納付分	(12)と(21)のうち少ない金額	22	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	みなし分	(21) - (22)	23	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
外国法人税額が異動した場合	納付分	増額又は減額前の事業年度の(22)の金額	24										
		(22) ≥ (24) の場合 (22) - (24)	25	(円)	(円)	(円)	(円)		
		(22) < (24) の場合 (24) - (22)	26	(円)	(円)	(円)	(円)		
	みなし分	増額又は減額前の事業年度の(23)の金額	27										
		(23) ≥ (27) の場合 (23) - (27)	28	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
		(23) < (27) の場合 (27) - (23)	29	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
納付した控除対象外国法人税額 (22)欄又は(25)欄の合計		30					減額された納付控除対象外国法人税額 (26) 欄 の 合 計	32					
納付したとみなされる控除対象外国法人税額 (23)欄又は(28)欄の合計		31					減額されたみなし納付控除対象外国法人税額 (29) 欄 の 合 計	33					

別表六(四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第69条第1項から第3項まで（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は租税条約において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、控除対象外国法人税額が課されたことを証する書類その他規則第29条の3各号（外国税額控除を受けるための書類）又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を基礎として記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「22」、「23」、「25」、「26」、「28」及び「29」の各欄のかつこ書き並びに「30」から「33」までの各欄を除き、その外国法人税を課す国又は地域における通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「課税標準8」及び「課税標準14」には、その外国法人税を課す国又は地域において課税標準とされた金額を記載します。
- 4 「納付外国法人税額」の各欄は、当期において納付すべきことが確定した外国法人税額について記載します。

なお、既に課された外国法人税の額で当期において増額又は減額されたものがある場合には、「24」から「26」までの各欄についても記載してください。
- 5 「みなし納付外国法人税額」の各欄は、租税条約において定めるところにより当期において納付したとみなされる外国法人税額を計算する場合に記載します。

なお、既に課された外国法人税の額で当期において増額又は減額されたものがある場合には、「27」から「29」までの各欄についても記載してください。

また、みなし外国税額控除の適用を受けた場合には、その取引について、措置法第58条（技術等海外取引に係る所得の特別控除）の規定の適用を受けることはできません。
- 6 「控除対象外国法人税額21」は、「13」から「19」までの各欄の記載がない場合には「又は(4)」を消し、「13」から「19」までの各欄の記載がある場合には「(8)又は」を消して記載します。
- 7 平成元年4月1日前に開始した事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税額が同日以後に開始した事業年度において増額又は減額した場合の計算にあつては、「控除対象外国法人税額21」の欄には、「20」の金額を記載します。
- 8 「22」、「23」、「25」、「26」、「28」及び「29」の各欄のかつこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。